

聖籠町税条例及び聖籠町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第40号

聖籠町税条例及び聖籠町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例及び聖籠町入湯税条例の一部を改正する条例（平成27年聖籠町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち聖籠町税条例第39条第2項第1号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち聖籠町税条例第126条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。